

1 処分年月日	令和6年3月5日
2 処分を受けた宅地建物取引業者に関する事項	
(1) 商号又は名称	大みか不動産株式会社
(2) 代表者	代表取締役 橘 雄一郎
(3) 主たる事務所の所在地	茨城県日立市大みか町1-3-11
(4) 免許番号	茨城県知事 (14) 1278
(5) 免許年月日	令和4年1月25日
3 処分の内容	
(1) 処分の内容及び根拠となる条項	宅地建物取引業法（以下「法」という。）第65条第1項による指示処分
(2) 指示の内容	
ア 今回と同様の法違反の再発を防ぐため、少なくとも以下の事項について必要な措置を講じること。	
(イ) 今回の違反に係る法の規定の趣旨を十分に理解し、今回の違反内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。	
(ロ) 適正な業務執行が行えるよう、社内の管理体制の整備、充実を行うこと。	
イ アについて講じた措置（(1)以外に講じた措置がある場合にはそれを含む。）を1ヶ月以内に文書をもって報告すること。	
4 処分理由	
	当該業者は、令和元年1月1日から令和5年12月31日までの5年間に取扱った専任媒介契約について、一部の契約を除いて、国土交通省令で定める期間内に、指定流通機構に登録せず、登録を証する書面を依頼者に引き渡さなかった。このことは、法第34条の2第5項に違反し、法第65条1項の規定に基づく指示処分に該当する。